

1. 研究大会への公募規程

第1条 目的

国際法学会研究大会への公募の手続を明確にし、会員による応募を促進するために、この規程を定める。

第2条 応募資格

国際法学会の会員は、国際法外交雑誌および国際法学会ホームページに掲載される公募要領にしたがって、研究大会個別報告公募およびパネル公募に応募することができる。なお、パネル公募については、企画責任者および座長のほか、報告者およびコメントーターの少なくとも半数は、応募時および報告時に国際法学会会員である必要がある。

第3条 応募の審査

研究大会への応募に対する審査は、別に定める研究大会報告公募に関する審査規程に基づいてこれを行い、研究企画委員会が報告の可否を決定する。

第4条 改正

- (1) この規程の改正については、研究企画委員会が審議し、決定する。
- (2) 改正された規程の発効については、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2025年3月1日から施行する。